

蕨市中心市街地活性化協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、「蕨市中心市街地活性化協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、中心市街地の活性化に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項の規定により蕨市が作成しようとする基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項について協議し、関係主体が参画・連携するまちづくりの運営を横断的・総合的に調整することで、蕨市中心市街地の活性化の推進と蕨市の発展に寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 協議会は、その目的を達成するため、次の活動を行う。

(1) 中心市街地活性化に係る総合調整に関すること

- ① 蕨市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項についての意見提出
- ② 蕨市中心市街地の活性化に関する事業の総合調整
- ③ 蕨市中心市街地の活性化に関する関係者相互の意見及び情報交換
- ④ 蕨市中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施
- ⑤ 中心市街地活性化のための勉強会、研修及び情報交換
- ⑥ 協議会活動の情報発信・広報
- ⑦ その他協議会の設立の趣旨に沿った活動の企画及び実施

(2) 中心市街地の活性化に係る事業に関すること

- ① 市街地整備改善に関すること
- ② 都市福利施設の集積に関すること
- ③ 街なか居住の推進に関すること
- ④ 商業等の活性化事業に関すること
- ⑤ ①から④までに規定する事業及び措置と一体的に推進する公共交通機関の利用者の利便増進事業及び特定事業に関すること

(3) その他中心市街地の活性化に関すること

(構成員)

第4条 協議会の会員は、次のものにより構成され、別表に記載する団体を代表するものとする。（別表参照）

- (1) 蕨商工会議所（法第15条第1項第2号イ）
- (2) 一般社団法人蕨市にぎわいまちづくり連合会（法第15条第1項第1号イ）
- (3) 蕨市中心市街地において、法第9条第2項第4号から第8号までに規定する事業を実施しようとする者（法第15条第4項第1号）
- (4) 蕨市の認定基本計画の実施に関し密接な関係を有する者（法第15条第4項第2号）
- (5) 蕨市（法第15条第4項第3号）

- 2 法第15条第4項・6項・7項の規定に基づき、必要に応じて構成員に加えることができる。法第15条第4項に基づき協議会への参加の申し出があった場合、正当な理由がある場合を除き、当該申出を拒むことができない。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- 2 会長、副会長は、協議会の構成員から互選により選出する。
- 3 役員任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

(職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(タウンマネージャー)

第7条 協議会には、協議会における活動を円滑に進めるため、中心市街地活性化のまちづくりについて専門的知見を有するタウンマネージャーを配置することができる。

- 2 タウンマネージャーは、正副会長の審議を経て、会長が委嘱する。

(会議)

第8条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議の議事は、会員の過半数以上の出席をもって成立し、出席会員の過半数をもって、これを決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 やむを得ない理由のため会議に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の会員を代理人として表決を委任することができる。
- 4 会長が必要と認めるときは、会員以外の者も会議へ出席できる。ただし、会員以外の者は、議決に加わることができない。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、蕨商工会議所に置く。

(公表の方法)

第10条 協議会の公表は、蕨商工会議所及び一般社団法人蕨市にぎわいまちづくり連合会の事務所への掲示、ホームページに掲載することによりこれを行う。

(解散)

第11条 協議会を解散する場合は、総会の議決を経なければならない。

(附則)

- 1 この規約は、平成24年3月29日から施行する。
- 2 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、正副会長の承認を得て、別に定める。